

在外選挙人名簿登録申請
(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について)

令和4年6月13日

1 特例措置の開始

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

これまで、在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から当館に申請書類を提出いただき、当館において対面で本人確認を行ってきていましたが、この度、当事務所にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を新たに開始しました。

2 特例措置（ビデオ通話を通じた本人確認）の対象者

この特例措置の対象となる方は次の条件のいずれかを満たす方であって、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、また、当事務所へ**事前に必要書類を郵送、又は電子メール（申請書類をPDF化した上で、電子メールの添付ファイルとして送付）にて、当事務所に送付することができる方**です。（第三者が代理で提出することでも差し支えありません。）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため当事務所に赴くことができない方
- (2) 次の遠隔地にお住まいの方
日帰り困難な遠隔地（陸路でおおむね片道3時間以上）
- (3) その他在外選挙人登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方（事前に当事務所までご相談ください）。

3 特例措置の手続

- (1) 在外選挙人名簿登録のために必要な次のア～エの書類を、次の住所に郵送又は電子メールにより送付して提出する（第三者が代理で提出することでも差し支えありません。）。

事務所所在地：

Consular Office of Japan

172 Hereford Street, Christchurch 8011

（郵便宛先：PO Box 13748 Christchurch 8140）

Email：consular.chc@wl.mofa.go.jp

ア 在外選挙人登録申請書

https://www.nz.emb-japan.go.jp/consular_office/documents/zaigaisenkyotourokusyo.pdf

イ 申請時出頭免除願書

https://www.nz.emb-japan.go.jp/consular_office/documents/sinnseijisyuttoumenjo.pdf

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）

(2) (1) の必要書類が当事務所に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者本人とビデオ通話を実施します。

※ ビデオ通話では、**Microsoft Teams**、**Cisco Webex**、又は**Zoom**を利用しますので、事前にアプリのインストール等必要な準備をお願いいたします。

※ ビデオ通話の際には、申請者の本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以内に在留届を提出した場合）をご用意願います。

※ 次のア～ウのいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

ア 申請者の事情でビデオ通話が成立せず、又はビデオ通話により十分に意思疎通を行うことができない場合

イ 申請者本人と連絡が取れない場合

ウ 申請書類を基に本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

4 本年7月には参議院議員通常選挙が予定されております。これから在外選挙人名簿登録申請を行われる場合は、この選挙で在外投票ができるよう、手続を可能な限り早急に進めておりますが、在外選挙人登録には、通常2か月ほどかかりますので、今回の参議院選挙に間に合わない可能性があることについては予め御了承ください。

(注) 登録資格の条件の一つとして、日本の住民登録が海外へ転出（抹消）されており、3か月以上カンタベリー地域に住所を有していることが必要となります。申請手続きは3か月未満でも行うことができますが、その場合3か月を経過してからの登録となります。